

# 高齢者世帯等に対して家具固定器具等の 購入補助をします！

地震発生時には、家具が転倒することにより、「下敷きになって怪我をする」、「逃げ道をふさがれ避難が遅れてしまう」など、重大な被害が発生するおそれがあります。地震発生直後の命を守るために、まずは、室内の安全確保として家具固定を実施しましょう。

## 補助対象世帯

神戸町に住民登録のある世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ① 高齢者（75歳以上）単独世帯
- ② 高齢者（75歳以上）のみの世帯
- ③ 介護保険で要介護度3以上の認定を受けている方が同居する世帯
- ④ 身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1又はA2）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居する世帯



## 補助申請者

補助対象世帯の世帯主（代理申請可）

## 補助対象の家具固定器具等

下記の購入合計金額が2,000円以上の場合に限り、補助対象とする。

- ・ L字型金具
- ・ ベルト・チェーン式金具
- ・ 伸縮棒（ポール式器具）
- ・ ストッパー・マット式器具
- ・ 開閉防止器具
- ・ ガラス製品等の落下防止器具

※ご自身で設置が困難な方については、ご相談ください。



## 補助金額

家具固定器具等の購入費用の1/2（100円未満切り捨て）

上限2,000円

※申請は同一年度1回に限る。

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。

## 補助金の申請から交付までの流れ

### (1) 販売店等で家具固定器具を購入

※購入の際、販売店等に領収書、レシートの発行を依頼してください。

### (2) 申請書等を神戸町役場総務課へ提出

※交付申請書兼請求書は、総務課窓口に用意しています。

**※受付は家具転倒防止器具等の購入した日の属する年度の3月31日までです。**

#### <提出書類>

- (1) 家具固定器具等購入費補助金交付申請書兼請求書 (必須)
- (2) 領収書又はレシートの原本 (必須)  
(次の内容が記入されているもの)
  - ①領収日
  - ②領収金額 (家具固定器具の購入単価がわかるもの)
  - ③購入店
  - ④品名・品番 (家具固定器具の購入がわかるもの)
- (3) 家具固定器具等の写真  
→窓口にて写真を撮影することも可能です。
- (4) 世帯主名義の口座の通帳またはキャッシュカード

### (3) 補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね1か月半後の振り込みとなります。

◆問合せ◆ 神戸町役場総務課 電話 0584-27-0171